

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 平成四年東京都告示第七百六十三号 (平成十七年四月一日改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例並びに廃止前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則に基づく、平成十七年三月三十一日以前に発生した公務災害に係る遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乘ずる率)の一部改正 (総務局人事部職員支援課) ……一
- 昭和五十一年東京都告示第千二十七号 (東京都消費生活条例の規定に基づく品質表示に関する表示事項等の指定)の一部改正 (生活文化局消費生活部取引指導課) ……六
- 特定商取引に関する法律による行政処分 (同) ……七
- 私立学校振興助成法第十四条第三項の規定に基づく監査事項の指定 (生活文化局私学部私学行政課) ……七
- 昭和五十五年東京都告示第八百九号 (東京都計量受託検査条例施行規則の規定に基づく出張受託検査に要する旅費等の額及び徴収の方法)の一部改正 (生活文化局計量検定所管理指導課) ……七
- 平成二十年東京都告示第四百四十三号 (東京都建築基準法施行細則による調査の項目等)の一部改正 (都市整備局市街地建築部建築企画課) ……八

- 都営住宅の名称、位置、使用料等 (都市整備局都営住宅経営部経営企画課) ……八
- 都営住宅の使用料の変更 (同) ……八
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更 (同) ……二
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数 (同) ……三
- 都営住宅の地域ごと知事の定める駐車料金の上限額変更 (同) ……三
- 都道の区域変更 (六件) (建設局道路管理部路政課) ……三
- 都道の路線認定 (同) ……三
- 都道の区域決定 (同) ……三
- 都道の路線廃止 (二件) (同) ……三
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更 (建設局公園緑地部公園課) ……五
- 平成二十六年東京都告示第四百三十号 (行旅死亡人等に対する火葬料等の減額料金)の一部改正 (同) ……六
- 港湾施設の供用中止 (港湾局港湾経営部経営課) ……六
- 港湾施設の変更 (五件) (同) ……六
- 港湾施設の供用中止 (同) ……七
- 港湾施設の供用開始 (二件) (同) ……七
- 港湾施設の供用再開 (同) ……六
- 港湾法による放置等禁止区域の指定の変更 (同) ……六
- 東京都立海上公園の区域及び面積の変更 (港湾局臨海開発部海上公園課) ……三
- 東京都立海上公園の区域及び面積 (同) ……三
- 平成十九年東京都教育委員会告示第九号 (都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十四条第二項第二号並びに都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害等補償に関する条例施行規則第六条の七

### 告示 (教)

- 指定講習機関の特定講習の廃止 ……三
- 東京体育館の休館日の変更 (オリンピックツク・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課) ……六
- 東京体育館の開場時間の変更 (同) ……六
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日 (同) ……七
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更 (同) ……七
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更 (同) ……七
- 東京武道館の開場時間の変更 (同) ……七
- 東京辰巳国際水泳場の休館日の変更 (同) ……六
- 東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更 (同) ……六
- 有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更 (同) ……六
- 若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更 (同) ……六
- 東京都障害者総合スポーツセンターの休業日の変更 (同) ……三
- 東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日の変更 (同) ……三
- 東京都立海上公園有料施設の利用時間の変更 (港湾局臨海開発部海上公園課) ……三
- 平成二十八年三月二十九日付東京都下水道局管理規程第二十四号 (同) ……四

### 告示

●東京都告示第五百三十八号



一年から四月までの平均	一年から四月までの平均	一年から四月までの平均	一年から四月までの平均	一年から四月までの平均	一年から四月までの平均	一年から四月までの平均	一年から四月までの平均	一年から四月までの平均	一年から四月までの平均	一年から四月までの平均	一年から四月までの平均	一年から四月までの平均
率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率
一・一二	〇・九九	一・一二	〇・九九	一・一二	〇・九九	一・一二	〇・九九	一・一二	〇・〇〇	一・一三	一・〇〇	一・一五
一・一一	〇・九八	一・一一	〇・九八	一・一一	〇・九八	一・一一	〇・九八	一・一一	〇・九九	一・一二	一・〇〇	一・一四
一・〇七	〇・九七	一・〇七	〇・九七	一・〇七	〇・九七	一・〇七	〇・九七	一・〇八	〇・九八	一・〇九	〇・九九	一・一〇
一・〇五	〇・九三	一・〇五	〇・九三	一・〇五	〇・九三	一・〇五	〇・九三	一・〇六	〇・九三	一・〇七	〇・九四	一・〇八
一・〇〇	〇・九〇	一・〇〇	〇・九〇	一・〇〇	〇・九〇	一・〇〇	〇・九〇	一・〇一	〇・九〇	一・〇二	〇・九一	一・〇三
〇・九四	〇・八八	〇・九四	〇・八八	〇・九四	〇・八八	〇・九四	〇・八八	〇・九四	〇・八八	〇・九五	〇・八九	〇・九六

一年から四月までの平均	一年から四月までの平均	一年から四月までの平均	一年から四月までの平均	一年から四月までの平均	一年から四月までの平均	一年から四月までの平均	一年から四月までの平均	一年から四月までの平均	一年から四月までの平均	一年から四月までの平均	一年から四月までの平均	一年から四月までの平均
率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率
一・一四	一・〇一	一・一四	一・〇一	一・一四	一・〇一	一・一五	一・〇二	一・一五	一・〇二	一・一五	一・〇二	一・一四
一・一三	一・〇一	一・一三	一・〇一	一・一三	一・〇一	一・一四	一・〇一	一・一四	一・〇一	一・一四	一・〇一	一・一三
一・〇七	一・〇一	一・〇七	一・〇一	一・〇七	一・〇一	一・〇七	一・〇一	一・〇七	一・〇六	一・〇七	一・〇六	一・〇六
一・〇七	一・〇〇	一・〇七	一・〇〇	一・〇七	一・〇〇	一・〇七	一・〇〇	一・〇八	一・〇六	一・〇八	一・〇六	一・〇七
一・〇四	一・〇〇	一・〇四	一・〇〇	一・〇四	一・〇〇	一・〇四	一・〇〇	一・〇四	一・〇三	一・〇四	一・〇三	一・〇三
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇七	一・〇九	一・〇七	一・〇九	一・〇七	一・〇九	一・〇九

平成二十二年四月一日 から平成二十三年三月三十一日 までの間	平成二十三年四月一日 から平成二十四年三月三十一日 までの間	平成二十四年四月一日 から平成二十五年三月三十一日 までの間	平成二十五年四月一日 から平成二十六年三月三十一日 までの間	平成二十六年四月一日 から平成二十七年三月三十一日 までの間	平成二十七年四月一日 から平成二十八年三月三十一日 までの間
学校薬剤師の率	一・〇一	一・〇〇	〇・九九	〇・九八	〇・九八
学校医及び歯科医師の率	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇〇	一・〇〇
学校薬剤師の率	一・一四	一・一三	一・〇七	一・〇七	一・〇四
学校医及び歯科医師の率	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇〇	一・〇〇
学校薬剤師の率	一・一四	一・一三	一・〇七	一・〇七	一・〇四
学校医及び歯科医師の率	一・〇六	一・〇六	一・〇九	一・一一	一・一一
学校薬剤師の率	一・一九	一・二三	一・一六	一・一六	一・一三
学校医及び歯科医師の率	一・〇六	一・〇六	一・〇九	一・一一	一・一一
学校薬剤師の率	一・一九	一・二三	一・一六	一・一六	一・一三
学校医及び歯科医師の率	一・〇六	一・〇六	一・〇九	一・一一	一・一一

附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の乗ずる率の規定は、平成二十七年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二十年十月から平成二十七年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二十年十月一日から平成二十七年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。ただし、適用日から施行の日までに支給すべき事由が生じたときについては、改正後の平成四年東京都告示第七百六十三号の表平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの項十年以上十五年未満の欄中「一・一〇」とあるのは「一・一二」と、同項十五年以上二十年未満の欄中「一・〇八」とあるのは「一・一〇」と、同項二十年以上二十五年未満の欄中「一・〇三」とあるのは「一・〇五」と、同項二十五年以上の欄中「〇・九六」とあるのは「〇・九八」と、同表平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの項十年以上十五年未満の欄中「一・〇九」とあるのは「一・一一」と、同項十五年以上二十年未満の欄中「一・〇七」とあるのは「一・〇八」と、同項二十年以上二十五年未満の欄中「一・〇二」とあるのは「一・〇四」と、同項二十五年以上の欄中「〇・九五」とあるのは「〇・九七」と、同表平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの項十年以上十五年未満の欄中「一・〇八」とあるのは「一・〇九」と、同項十五年以上二十年未満の欄中「一



「一・〇四」とあるのは「一・〇六」と、同項二十五年以上の欄中「一・〇一」とあるのは「一・〇二」と、同表平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの項十年以上十五年未満の欄中「一・一六」とあるのは「一・一七」と、同項十五年以上二十年未満の欄中「一・一六」とあるのは「一・一八」と、同項二十年以上二十五年未満の欄中「一・一三」とあるのは「一・一五」と、同項二十五年以上の欄中「一・〇九」とあるのは「一・一一」と、同表平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの項十年以上十五年未満の欄中「一・一六」とあるのは「一・一七」と、同項十五年以上二十年未満の欄中「一・一六」とあるのは「一・一七」と、同項二十年以上二十五年未満の欄中「一・一八」とあるのは「一・一九」と、同項二十五年以上の欄中「一・〇九」とあるのは「一一・一一」と読み替えて適用する。

3 適用日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二十年十月から平成二十七年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額については、なお従前の例による。

●東京都告示第五百三十九号

昭和五十一年東京都告示第千二十七号（東京都消費生活条例の規定に基づく品質表示に関する表示事項等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

表一 七の部商品欄中「調理冷凍食品品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百七十六号）」を「食品表示法（平成二十五年法律第七十号）」に基づく食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）別表第三に、「定められている品目」を「定められている調理冷凍食品の項に定められた品目」に、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）」に基づく食品表示基準を「食品表示基準別表第十五」に改め、同部（一）の款（二）の項中「ちよう付」を「貼付」に改め、同部（二）の款（一）の項中「原材料（重量に占める）」を「原材料（原材及び添加物に占める重量の）」に、「商品名」を「商品名又は名称」に改め、同項ア中「生鮮食品品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第五百十四号）第二条」を「食品表示基準第二条」に、「加工食品品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第五百十三号）第四条第一項第八号アからオまで及び同条第二項第八号（これらの規定中「主な原材料」とあるのは、重量に占める割合が上位三位までのもので、かつ、当該割合が五パーセント以上である原材料及び商品名にその名称が付された原材料をいうものとする。）」を「食品表示基準第三条第二項の表の原料原産地名の項の下欄の第一項第一号から第五号まで及び食品表示基準別記様式一の備考の三」に改め、同款（一）の項イ中「加工食品品質表示基準別表二」を「食品表示基準別表第十五の1から22」に、「輸入品を除く。以下同じ」を「輸入品を除く」に、「生鮮食品品質表示基準第二条に規定するものをいう。以下同じ」を「食品品質表示基準第二条に規定するものをいう」に、「原材料に占める」を「原材料及び添加物に占める」に、「多く」を「高く」に、「加工

食品品質表示基準第四条第一項第八号アからオまで及び同条第二項第八号（これらの規定中「主な原材料」とあるのは、原材料に占める重量の割合が最も多い生鮮食品で、かつ、当該割合が五パーセント以上であるものをいう。）」を「食品表示基準第三条第二項の表の原料原産地名の項の下欄の第一項第一号から第五号まで及び食品表示基準別記様式一の備考の三」に改め、同項ウを削り、同項エ中「農産物漬物品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千七百四十七号）第四条第三号ア及びウ（これらの規定中「主な原材料」とあるのは、原材料の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位（内容重量が三百グラム以下のものにあつては、上位三位）までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が五パーセント以上のものをいう。）」を「食品表示基準第三条第二項の表の原料原産地名の項の下欄の第二項第一号及び第三号」に、「同項」を「同項」に改め、同項ウとし、同項オを削り、同項カ中「野菜冷凍食品品質表示基準（平成十四年農林水産省告示第千三百五十八号）第四条第一項第三号ア及びウ（これらの規定中「主な原材料」とあるのは、原材料を「食品表示基準第三条第二項の表の原料原産地名の項の下欄の第三項第一号及び第二号（ただし、原産地が一のみである場合及び原材料及び添加物）」に、「原材料の重量に占める」を「原材料及び添加物の重量に占める」に、「以上のものをいう」を「以上のものが一種類のみである場合には、原産地名について原材料の表示を省略することができる規定を除く」に、「同号」を「同項」に改め、同項エとし、同項エの次に次のように加える。

オ 主な原材料がうなぎ加工品（うなぎ（ウナギ属に属

するものをいう。)を開き、これを焼き若しくは蒸したものを又はこれにしようゆ、みりん等の調味液を付けた後、焼いたもの(これらを細切したものを除く。)をいう。ただし、輸入品を除く。)である場合にあつては、食品表示基準第三条第二項の表の原料原産地名の項の下欄の第四項第一号及び第二号に規定する表示の方法による。この場合において、同項中「名称の次に括弧を付して」を「名称に対応させて」と読み替えるものとする。

カ 主な原材料がかつおのふし(かつおについて、その頭、内臓等を除去し、煮熟によつてたん白質を凝固させた後冷却し、水分が二十六パーセント以下になるようにくん乾したものの。ただし、輸入品を除く。)及びかつお削りぶし(かつおのふしのみを削つたもの又はこれとかつおのかれぶし(かつおのふしの表面を削つたものに二番かび以上のかび付けをしたもの)を削つたものを混合したもの。ただし、輸入品を除く。)である場合にあつては、食品表示基準第三条第二項の表の原料原産地名の項の下欄の第五項第一号及び第二号に規定する表示の方法による。この場合において、同項中「別表第十五の26に掲げるかつお削りぶし」を「かつおのふし及びかつお削りぶし」と、「文字の次に括弧を付して」を「文字に対応させて」と読み替えるものとする。

表一 七の部(二)の款(二)の項中「ちよう付」を「貼付」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

●東京都告示第五百四十号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。)第三十九条第一項の規定による行政処分について、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

(一) 名称 株式会社M3

(二) 代表者氏名 西山 啓道

(三) 主たる事務 港区浜松町二丁目一番十三号  
所の所在地

二 処分年月日 平成二十八年三月三日

三 処分の内容

平成二十八年三月四日から同年十二月三日までの間(九箇月間)法第三十三条第一項に規定する連鎖販売取引に係る次の行為を停止する。

(一) 契約の締結について勧誘を行い、又は勧誘者に勧誘を行わせること。

(二) 契約の申込みを受けること。

(三) 契約の締結を行うこと。

四 適用条項 法第三十九条第一項

●東京都告示第五百四十一号

私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十四条第三項の規定に基づき、都知事を所轄庁とする学校法人が、同条第二項の規定により、都知事に届け出る平成二

十八年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定する。

平成十九年東京都告示第四百七十四号及び同四百七十五号は、平成二十七年年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書への適用をもって廃止する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

学校法人会計基準(昭和四十六年文部省令第十八号)の定めるところに従つて、会計処理が行われ、財務計算に関する書類(資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。)が作成されているかどうか。

●東京都告示第五百四十二号

昭和五十五年東京都告示第八百九号(東京都計量受託検査条例施行規則の規定に基づく出張受託検査に要する旅費等の額及び徴収の方法)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

(二)イ中「法定ひょう量(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第二百十四条の規定により読み替えられたひょう量をいう。)(一トン以上のはかりにあっては、)を「ひょう量が一トンを超え十トン未満のはかりにあってはひょう量の四分の三(ひょう量の四分の三が一トン未満であるときは一トン)、ひょう量が十トン以上のものにあつてはひょう量の五分の三(ひょう量の五分の三が八トン未満であるときは八トン)」に読み替えること

とし、読み替えて得た値」に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の昭和五十五年東京都告示第八百九号(東京都計量受託検査条例施行規則の規定に基づく出張受託検査に要する旅費等の額及び徴収の方法)の規定は、平成二十七年七月一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示は、平成二十七年七月一日以後に支給事由が生じた旅費等の計算から適用し、同日前に支給事由が生じた旅費等の計算については、なお従前の例による。

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都告示第五百四十三号

平成二十年東京都告示第四百四十三号(東京都建築基準法施行細則による調査の項目等)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

別表 五の款(3)の項中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)」を加える。

附則

●東京都告示第五百四十四号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

名称 神谷二丁目アパート (1号棟) 位置 北区神谷二丁目四十八番

構造及び規模 高層耐火 三四・六平方メートル 戸数 六〇戸

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき) 三一、九〇〇円 近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき) 五三、〇〇〇円

●東京都告示第五百四十五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成二十八年四月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一



種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え、 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	明石町アパート (4号棟)	中央区明石町2-4	34.3	1	29,600	53,900
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (1号棟)	港区芝5-18	34.3	1	33,600	69,600
一般都営	高層耐火	赤坂五丁目アパート (2,6号棟)	港区赤坂5-5	51.2	1	50,700	152,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (9号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,200	61,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (2,1号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,200	61,800
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (3,3号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,000	73,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (3,3号棟)	新宿区戸山2	40.1	3	34,200	74,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (2,8号棟)	新宿区戸山2	43.3	1	37,300	66,600
一般都営	高層耐火	早稲田アパート (1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	7	29,500	46,300
一般都営	中層耐火	弁天町第2アパート (1号棟)	新宿区弁天町163	39.0	1	31,900	66,800
一般都営	高層耐火	文京真砂アパート (1,4号棟)	文京区本郷4-15	35.8	2	30,500	57,000
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート (1,5号棟)	文京区本駒込4-35	42.2	2	36,200	58,800
一般都営	高層耐火	清川二丁目アパート (3号棟)	台東区清川2-22	34.3	1	25,500	34,100
一般都営	中層耐火	第2寺島アパート (2号棟)	墨田区堤通1-18	34.3	1	22,300	42,000
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート (1号棟)	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	58,900
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (8号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,800	64,700
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (5号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	2	44,000	65,900
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート (1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	1	40,400	73,900
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート (9号棟)	江東区辰巳1-2	38.4	2	30,400	46,700
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (1,6号棟)	江東区辰巳1-3	36.6	1	28,600	44,200
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (3,0号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,600	44,200
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (4,4号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,600	44,200
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (4,5号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,600	44,200
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (6,2号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,100	42,600
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (6,4号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,100	42,600
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (7,7号棟)	江東区辰巳1-10	36.6	1	28,600	44,200
一般都営	高層耐火	東砂七丁目アパート (3,5号棟)	江東区東砂2-17	51.2	1	42,600	71,200
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート (7号棟)	江東区南砂5-24	36.7	1	28,900	42,900
一般都営	高層耐火	南砂五丁目アパート (1,5号棟)	江東区南砂5-24	37.9	2	30,000	48,800
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート (8号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,400	41,400
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (4号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,100	48,500
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (9号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (1,3号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (1,6号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,400

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え、 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (1,7号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,400
一般都営	高層耐火	東砂二丁目第2アパート (3号棟)	江東区東砂2-12	34.4	1	27,300	41,100
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート (1号棟)	江東区東雲1-7	34.3	3	27,600	44,400
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート (4号棟)	江東区東雲1-8	37.9	1	30,300	44,600
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (1号棟)	江東区南砂4-4	37.9	1	30,900	48,000
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (2号棟)	江東区南砂4-4	34.3	1	27,900	45,100
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート (2号棟)	江東区北砂1-3	42.0	1	34,000	52,700
一般都営	高層耐火	白河一丁目アパート (1号棟)	江東区白河1-5	50.9	1	43,000	75,500
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート (1,3号棟)	江東区扇橋3-20	55.9	1	47,100	68,200
一般都営	高層耐火	塩浜一丁目第2アパート (4号棟)	江東区塩浜1-3	51.2	1	44,800	85,200
一般都営	高層耐火	北品川アパート (1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	1	36,000	72,800
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート (1号棟)	品川区北品川1-7	37.9	1	33,200	70,500
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート (2号棟)	品川区北品川1-7	34.4	1	30,100	68,000
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート (2号棟)	品川区北品川1-7	34.4	1	30,500	68,000
一般都営	中層耐火	西六郷四丁目アパート (1号棟)	大田区西六郷4-24	48.1	1	39,900	66,400
一般都営	中層耐火	大森西四丁目第3アパート (1,7号棟)	大田区大森西4-2	59.6	1	50,700	89,900
一般都営	中層耐火	南六郷一丁目アパート (1号棟)	大田区南六郷1-22	36.2	1	28,800	44,400
一般都営	高層耐火	東糀谷五丁目アパート (1,4号棟)	大田区東糀谷5-17	51.2	1	42,700	66,500
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (6号棟)	大田区大森東1-36	59.6	1	50,100	82,500
一般都営	中層耐火	代田一丁目第2アパート (6号棟)	世田谷区代田1-10	42.3	1	35,100	65,400
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート (8号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,100	69,600
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート (1,3号棟)	渋谷区笹塚2-38	36.7	1	30,800	69,600
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート (5,2-3号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-52	38.7	1	33,500	51,200
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (3号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	3	32,400	77,000
一般都営	高層耐火	中野中央二丁目アパート (1,0号棟)	中野区中央2-22	37.7	1	27,800	47,400
一般都営	中層耐火	高井戸東一丁目アパート (1号棟)	杉並区高井戸東1-13	39.0	1	28,800	63,300
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート (2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	1	31,200	50,200
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート (6号棟)	北区浮間1-5	55.9	1	45,100	77,700
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート (7号棟)	北区浮間1-5	48.1	1	39,200	63,100
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート (5号棟)	北区浮間1-6	59.6	1	49,300	91,600
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート (1,0号棟)	北区赤羽西5-7	40.6	1	32,100	45,400
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート (4号棟)	北区赤羽北3-10	51.2	1	41,500	72,900
一般都営	中層耐火	東日暮里一丁目アパート (2,0号棟)	荒川区東日暮里1-17	36.4	1	26,200	33,500
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート (2,1号棟)	荒川区東日暮里1-17	34.3	1	24,800	40,500

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート(1号棟)	荒川区南千住2-33	42.2	2	30,400	51,000
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(1号棟)	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,800	31,600
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(3号棟)	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,800	31,600
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,700	35,500
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(12号棟)	板橋区新河岸2-10	39.0	1	28,300	38,100
一般都営	中層耐火	前野町五丁目アパート(1号棟)	板橋区前野町5-25	42.3	1	31,600	48,500
一般都営	中層耐火	東坂下二丁目アパート(1号棟)	板橋区東坂下2-9	51.0	1	38,200	64,800
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート(2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,200	66,300
一般都営	中層耐火	練馬春日町五丁目アパート(3号棟)	練馬区春日町5-28	51.0	1	39,700	69,200
一般都営	中層耐火	島根二丁目アパート(1号棟)	足立区島根2-29	51.0	1	36,900	60,200
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート(4号棟)	足立区西保木間1-3	55.9	1	41,400	71,600
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート(2号棟)	足立区青井4-36	51.0	1	38,000	72,000
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(7号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,500	33,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(13号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	39,900
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(19号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	39,900
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(7号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,700
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(3号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,600	42,500
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(13号棟)	足立区西保木間4-4	37.3	2	25,600	42,500
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間4-5	37.9	1	26,200	41,100
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(6号棟)	足立区江北7-12	35.7	1	24,400	38,100
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(9号棟)	足立区江北7-12	35.7	1	24,400	38,100
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(2号棟)	足立区谷在家3-22	37.7	1	25,600	38,400
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(7号棟)	足立区谷在家3-22	35.7	1	24,400	37,500
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(3号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	23,700	31,500
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(4号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	23,900	31,500
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(2号棟)	足立区辰沼1-2	37.7	1	25,700	40,600
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(4号棟)	足立区辰沼1-2	35.7	1	24,500	38,500
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(12号棟)	足立区辰沼1-2	38.3	1	26,900	40,500
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(12号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,400	37,900
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート(6号棟)	足立区鹿浜5-24	35.7	1	24,300	37,800
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(11号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,100	44,400
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(5号棟)	足立区花畑8-4	38.3	1	26,100	38,400
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(6号棟)	足立区花畑8-4	38.3	1	26,100	38,400
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(9号棟)	足立区花畑8-4	41.7	1	28,500	41,800

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(22号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	26,100	38,400
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目第2アパート(1号棟)	足立区竹の塚7-4	51.0	1	36,800	61,600
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目第2アパート(2号棟)	足立区竹の塚7-4	51.0	1	36,600	61,600
一般都営	中層耐火	東和四丁目第2アパート(8号棟)	足立区東和4-16	55.9	1	41,200	70,200
一般都営	高層耐火	足立区谷在家アパート(4号棟)	足立区谷在家3-16	55.9	1	40,000	66,200
一般都営	高層耐火	亀有四丁目アパート(11号棟)	葛飾区亀有4-24	43.9	1	32,400	58,200
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第2アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-3	55.9	1	41,800	72,600
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第2アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-3	48.1	1	36,000	62,500
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	68,600
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(1号棟)	葛飾区西水元5-3	59.6	1	44,000	74,900
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(1号棟)	江戸川区西瑞江4-24	32.6	1	23,500	34,700
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(5号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	2	28,100	47,900
一般都営	中層耐火	平井一丁目アパート(7号棟)	江戸川区平井3-4	33.4	1	24,800	38,900
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(11号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	2	28,100	47,900
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,500	43,500
一般都営	高層耐火	字喜田町アパート(1号棟)	江戸川区中葛西4-9	51.2	1	39,900	60,500
一般都営	高層耐火	字喜田町第2アパート(1号棟)	江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,500	67,900
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(1号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,400	77,400
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,800	84,900
一般都営	高層耐火	八王子石川町アパート(1号棟)	八王子市石川町2955-1	42.2	1	20,700	41,100
一般都営	中層耐火	八王子南大谷アパート(6号棟)	八王子市大谷町45-6	36.4	1	17,800	34,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(5-1号棟)	八王子市松が谷5	56.8	1	30,900	58,600
一般都営	中層耐火	長房西アパート(西-1号棟)	八王子市長房町891	51.0	1	27,100	48,600
一般都営	高層耐火	立川富士見町六丁目アパート(51号棟)	立川市富士見町6-51	50.9	1	28,300	57,600
一般都営	中層耐火	関前四丁目アパート(1号棟)	武蔵野市関前4-12	55.9	1	41,800	79,900
一般都営	中層耐火	浅間町二丁目アパート(4号棟)	府中市浅間町2-7	59.6	1	36,500	84,100
一般都営	中層耐火	府中新町一丁目アパート(2号棟)	府中市新町1-34	63.2	1	40,600	92,700
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(7号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,600	74,500
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(8号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,600	74,500
一般都営	中層耐火	調布柴崎一丁目アパート(2号棟)	調布市柴崎1-7	62.1	1	38,600	96,400
一般都営	中層耐火	佐須町アパート(3号棟)	調布市佐須町4-1	62.1	1	39,300	91,900
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート(3号棟)	調布市染地1-1	60.2	1	36,700	86,000
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(4号棟)	調布市染地3-3	51.0	1	29,800	67,900
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(11号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,600	60,000

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	成瀬アパート (15号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,600	60,000
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート (46号棟)	町田市森野2-2	55.9	1	32,600	75,200
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (4号棟)	町田市山崎町840	60.9	1	32,300	57,500
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート (7号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	29,900	59,200
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート (8号棟)	町田市相原町3190	55.9	2	30,400	60,300
一般都営	中層耐火	日野新井アパート (3号棟)	日野市新井842	37.7	2	16,800	33,200
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート (6号棟)	東村山市萩山町2-13	60.2	1	35,500	72,000
一般都営	中層耐火	国立東四丁目アパート (17号棟)	国立市東4-6	59.6	1	38,100	90,000
一般都営	中層耐火	田無本町四丁目アパート (3号棟)	西東京市田無町4-14	42.4	1	25,100	57,700
一般都営	高層耐火	田無緑町三丁目アパート (3号棟)	西東京市緑町3-8	55.9	1	35,200	78,200
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート (1号棟)	西東京市北原町1-35	60.5	1	38,200	84,600
一般都営	中層耐火	田無南町四丁目アパート (2.5号棟)	西東京市南町4-22	48.1	1	28,900	67,000
一般都営	中層耐火	西原町二丁目アパート (1号棟)	西東京市西原町1-7	48.1	1	29,700	65,800
一般都営	中層耐火	田無向台町三丁目アパート (15号棟)	西東京市向台町3-10	51.0	1	29,800	65,200
一般都営	中層耐火	柳沢二丁目アパート (4号棟)	西東京市柳沢2-13	62.1	1	38,600	85,700
一般都営	中層耐火	ひばりが丘二丁目アパート (3号棟)	西東京市ひばりが丘2-3	61.5	1	42,500	88,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート (33号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート (48号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	2	18,600	47,300
一般都営	中層耐火	松山二丁目アパート (1号棟)	清瀬市松山2-17	51.0	1	30,400	64,900
一般都営	中層耐火	野塩五丁目アパート (3号棟)	清瀬市野塩5-255	51.0	1	29,400	57,500
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目第2アパート (1号棟)	清瀬市元町2-9	58.1	1	34,700	74,400
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート (1号棟)	清瀬市竹丘3-3	51.0	1	27,800	52,500
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (3-1-1号棟)	多摩市諏訪3-1	58.0	1	31,000	62,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン東寺方団地 (3-1-6号棟)	多摩市東寺方3-1	37.3	1	17,500	33,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地 (3-4-2号棟)	多摩市和田3-4	37.7	1	17,700	33,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地 (3-4-2号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	35,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地 (4-1-2号棟)	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,200	35,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地 (3-2-3号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	33,200	61,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地 (3-1-1号棟)	多摩市貝取3-1	55.9	1	30,600	56,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地 (1号棟)	多摩市鶴牧5-40	61.3	1	35,100	68,200
一般都営	中層耐火	稲城松葉アパート (1号棟)	稲城市矢野口1780-1	55.9	1	29,800	64,800

●東京都告示第五百四十六号

東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 第三條第二項及び第五十六條第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、同条例第三條第二項及び第七十一條において準用する同条例第五十六條第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平成二十八年四月一日から実施するので、同条例第三條第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート(15号棟)	台東区橋場2-16	43.9	1	34,200
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート(15号棟)	台東区橋場2-16	51.2	1	39,900
改良	高層耐火	押上二丁目アパート(5号棟)	墨田区押上2-1	36.1	1	25,700
改良	中層耐火	豊洲四丁目アパート(3号棟)	江東区豊洲4-3	36.2	1	28,600
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート(5号棟)	江東区東陽1-39	36.6	1	30,100
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(2号棟)	江東区南砂3-11	33.4	1	26,500
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(8号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,600
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート(9号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,400
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート(20号棟)	杉並区阿佐谷北3-32	35.1	1	25,600
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート(25号棟)	杉並区阿佐谷北3-32	35.1	1	25,600
改良	中層耐火	高井戸東一丁目アパート(4号棟)	杉並区高井戸東1-15	36.4	1	26,900
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート(2号棟)	荒川区荒川7-8	48.8	1	36,100
改良	中層耐火	平井一丁目アパート(8号棟)	江戸川区平井3-4	33.4	1	24,900
改良	高層耐火	調布くすのきアパート(4号棟)	調布市国領町3-8	45.2	1	25,700
改良	中層耐火	国立北三丁目アパート(11号棟)	国立市北3-25	39.0	1	21,100
再開発	高層耐火	小松川アパート(2号棟)	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,800

●東京都告示第五百四十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

名称 位置 区画数

浮間一丁目アパート駐 北区浮間一丁目一番 一二区画  
車場

花畑七丁目アパート駐 足立区花畑七丁目十一〇区画  
車場 番

●東京都告示第五百四十八号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、地域ごとに知事の定める駐車料金の上限額を次のように変更する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

地域 額

調布市 一五、〇〇〇円  
東村山市 同右

●東京都告示第五百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から起算し

て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 路線名 世田谷町田




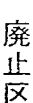
二 変更の区間 町田市能ヶ谷三丁目四百八十八番二地先から同所五百四十二番二地先まで

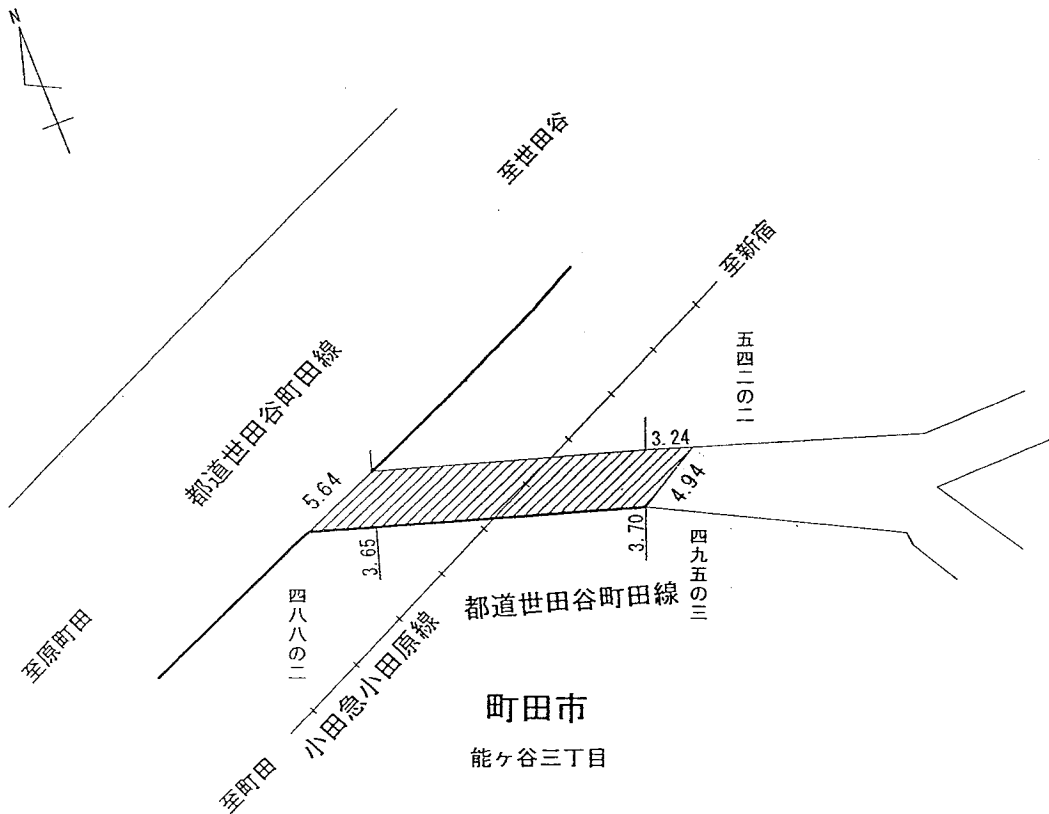
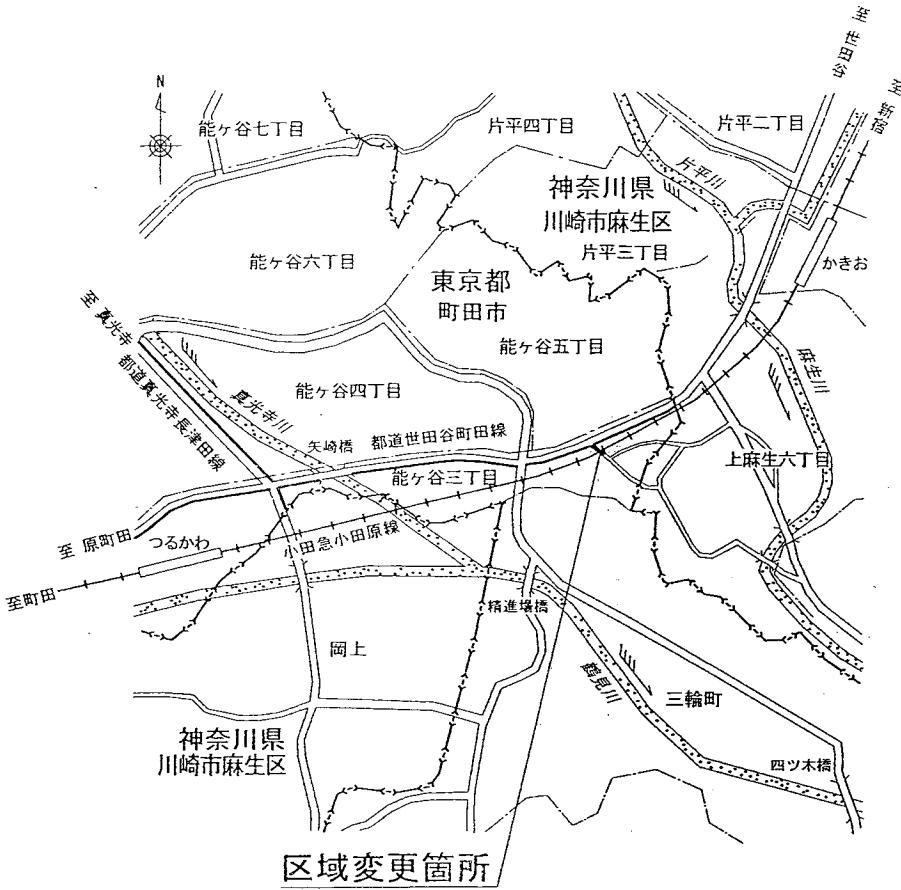
三 変更の概要 別図表示のとおり

四 変更の期日 平成二十八年四月一日

別図

都道世田谷町田線区域変更略図  
町田市能ヶ谷三丁目地内

	都道
	市道
	都道
	廃止区域
延長	二五・〇二メートル
面積	七八・二二二平方メートル

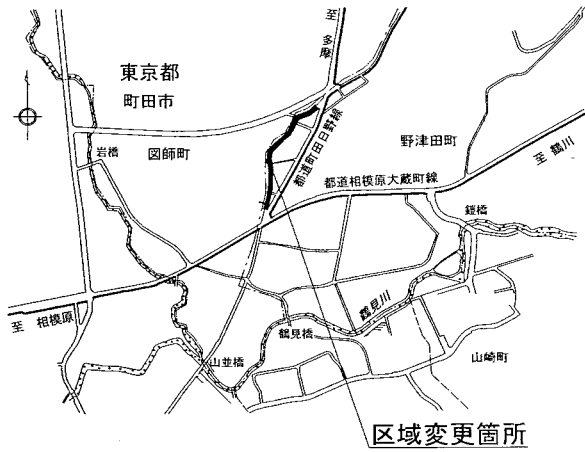


●東京都告示第五百五十号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から起算し

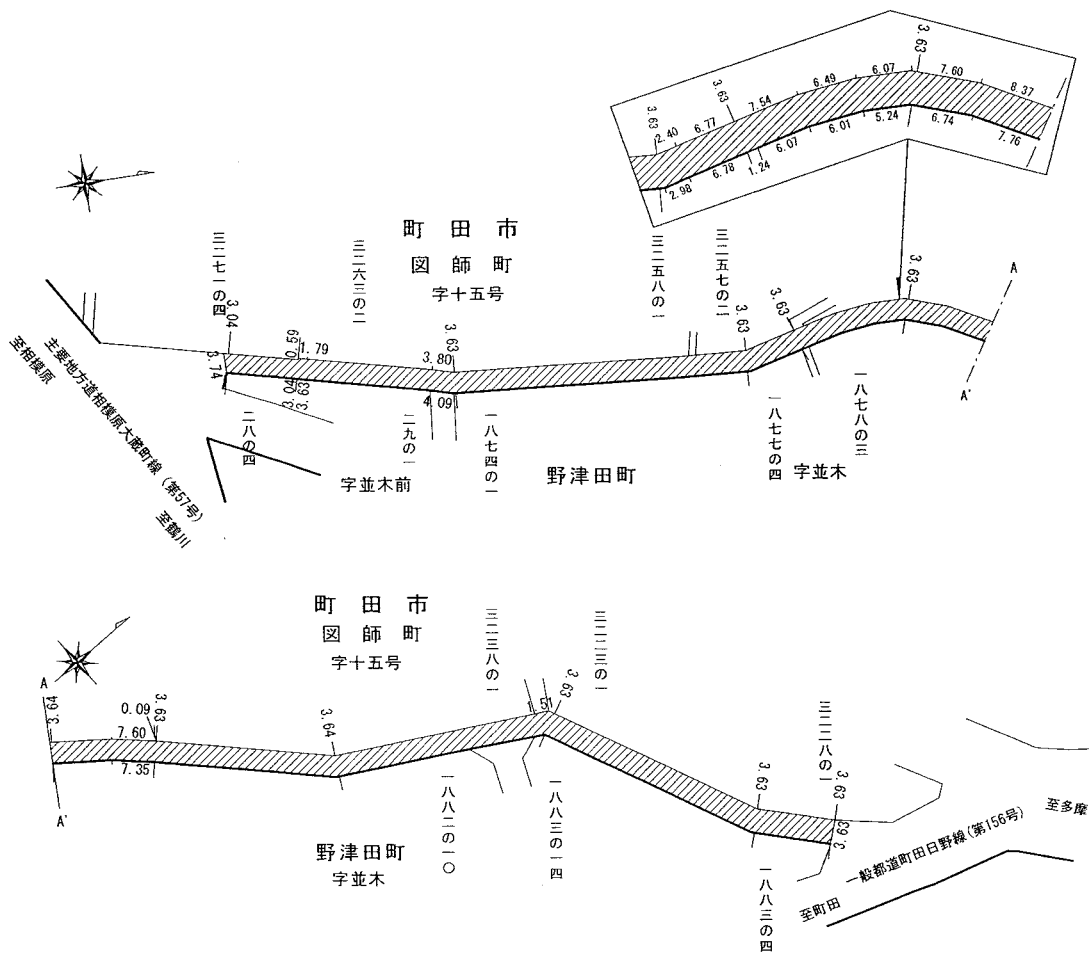
別図

都道町田日野線区域変更略図  
 町田市図師町～野津田町

都道  
 市道  
 廃止区域  
 延長 二七四・八五メートル  
 面積 九八七・七五平方メートル



区域変更箇所



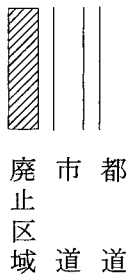
て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年三月三十一日  
 東京都知事 外 添 要 一  
 一 路線名 町田日野

二 変更の区間 町田市図師町字十五号三千二百七十一番  
 四地先から同市野津田字並木千八百八十一番四地先まで  
 三 変更の概要 別図表示のとおり  
 四 変更の期日 平成二十八年四月一日

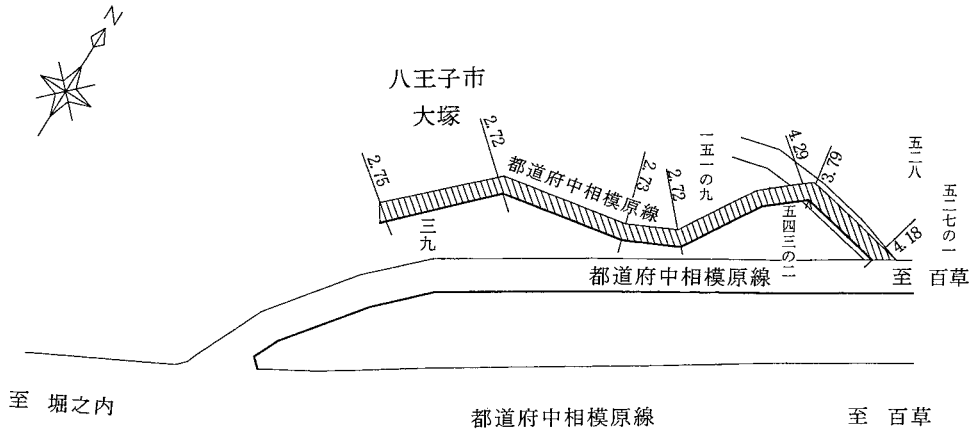
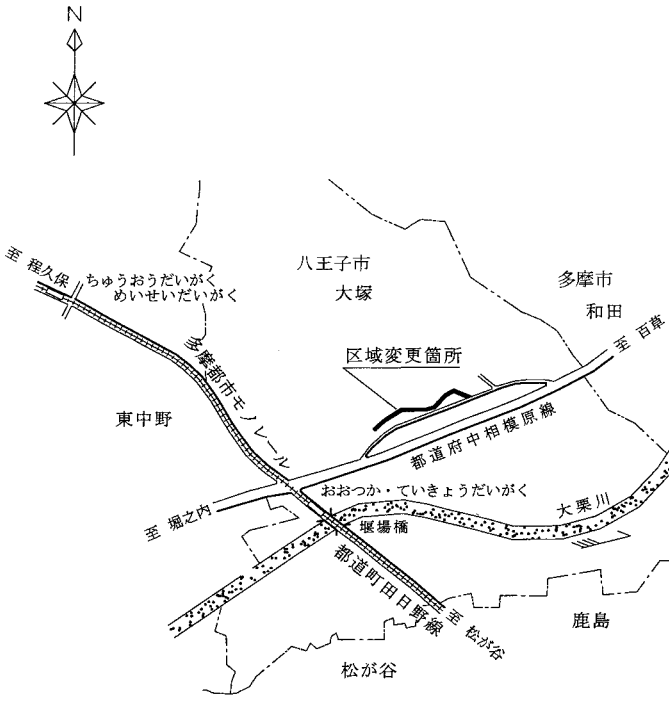
別図

都道府中相模原線区域変更略図

八王子市大塚地内



延長 二二〇・九四メートル  
面積 六二〇・〇〇平方メートル



●東京都告示第五百五十一号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から起算し

て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
平成二十八年三月三十一日  
東京都知事 外 添 要 一  
一 路線名 府中相模原

二 変更の区間 八王子市大塚五百二十七番一地先から同所三十九番地先まで  
三 変更の概要 別図表示のとおり  
四 変更の期日 平成二十八年四月一日

●東京都告示第五百五十二号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から起算し

別図

都道大田調布線区域変更略図

調布市国領町三丁目、国領町二丁目

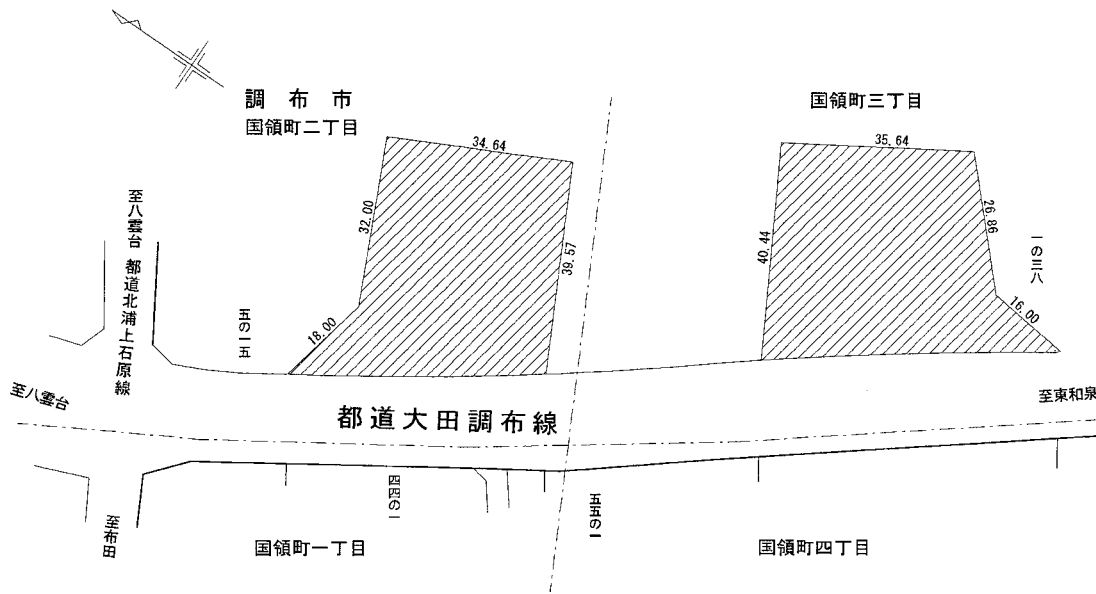
高速自動車国道・一般国道

都道

市道

廃止区域

延長 一・一〇・三四メートル  
 面積 三、二七八・七五平方メートル



て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年三月三十一日  
 東京都知事 外 添 要 一  
 一 路線名 大田調布

- 二 変更の区間 調布市国領町三丁目一番三十八地先から同市国領町二丁目五番十五地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり
- 四 変更の期日 平成二十八年四月一日



●東京都告示第五百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

一(一) 路線名 境調布

(二) 変更の区間 武蔵野市境一丁目五百三十五番十九地

先から同市境二丁目八百八十九番二十地先まで

(三) 変更の概要 別図表示のとおり

(四) 変更の期日 平成二十八年四月一日

二(一) 路線名 調布田無

(二) 変更の区間 武蔵野市境一丁目五百四十一番五地先

から同市境二丁目五百三十五番十地先まで

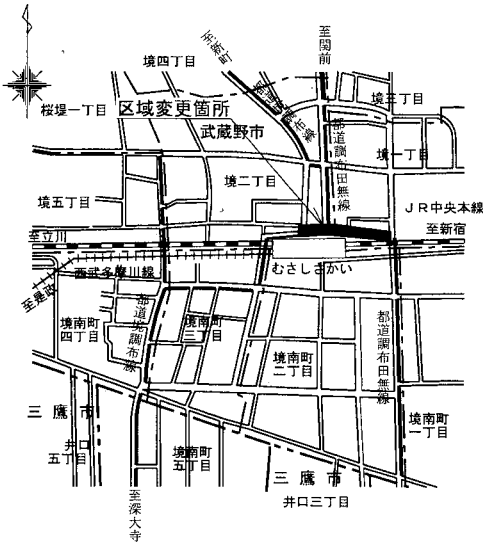
(三) 変更の概要 別図表示のとおり

(四) 変更の期日 平成二十八年四月一日

別図

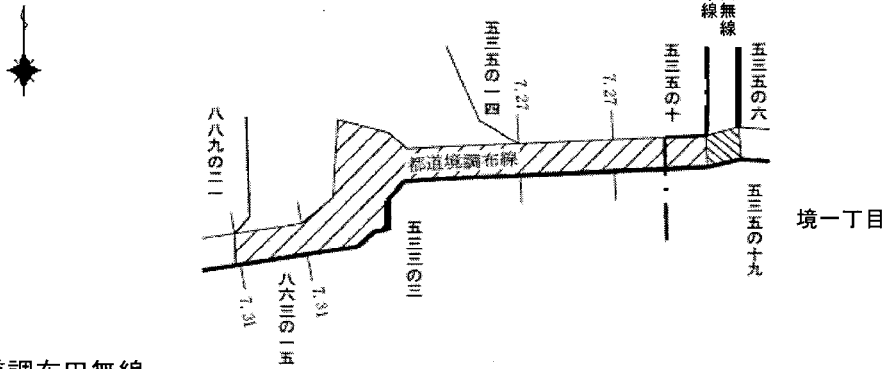
都道境調布線 区域変更略図  
都道調布田無線

武蔵野市境一丁目〜境二丁目

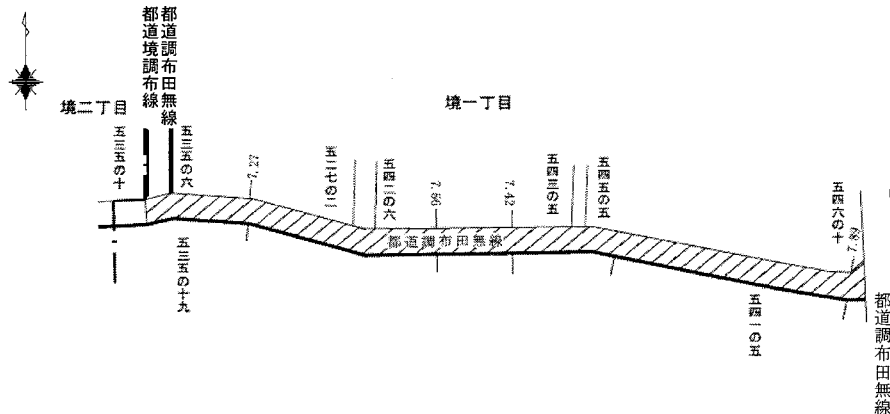


	廃止区域		
① 都道境調布線	延長	一一一・六四メートル	面積 九九五・七四平方メートル
② 都道調布田無線	延長	二〇一・八五メートル	面積 一、四九六・二〇平方メートル
① 都道境調布線(都道調布田無線との重用廃止)	延長	七・四〇メートル	面積 五三・一八平方メートル
	重用廃止区域		
		市道	都道

①都道境調布線

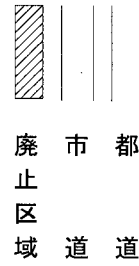


②都道調布田無線



別図

都道八王子武蔵村山線区域変更略図  
昭島市中神町、立川市一番町一丁目

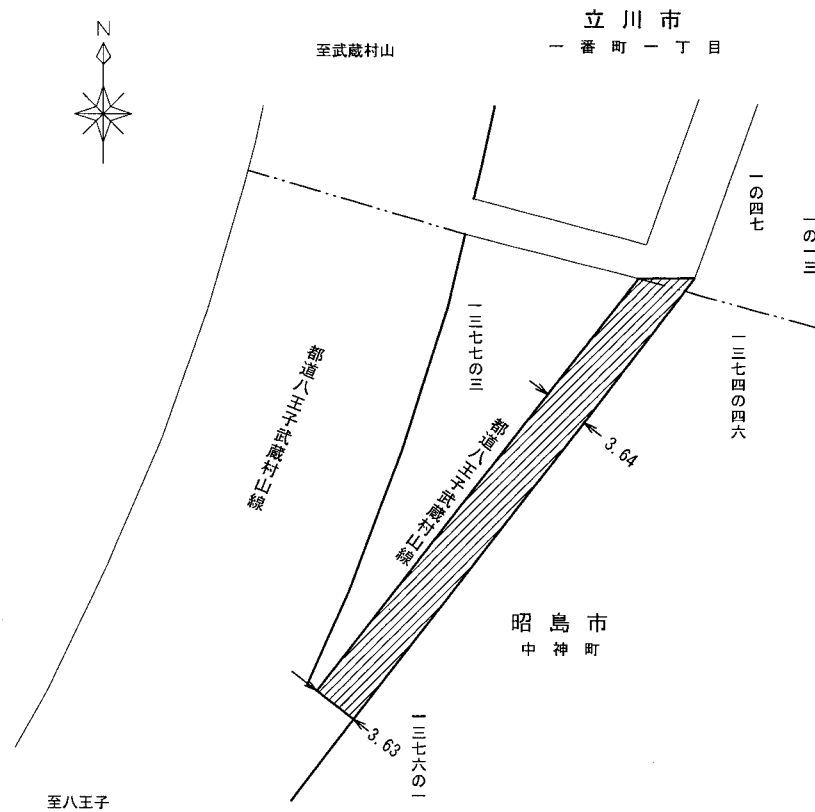
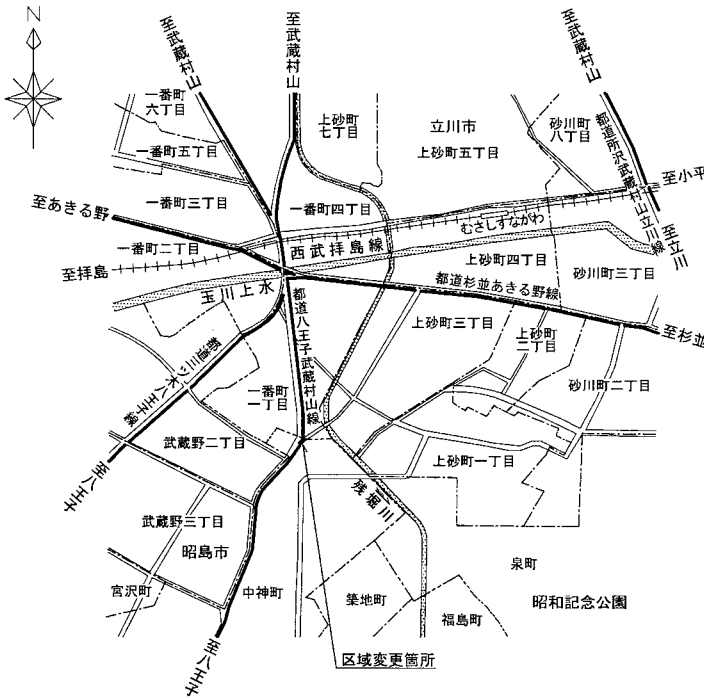


延長 四三・〇九メートル  
面積 一五一・三三平方メートル

●東京都告示第五百五十四号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から起算し

て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
平成二十八年三月三十一日  
東京都知事 外 添 要 一  
一 路線名 八王子武蔵村山

二 変更の区間 昭島市中神町千三百七十七番三地从先から立川市一番町一丁目一番十三地先まで  
三 変更の概要 別図表示のとおり  
四 変更の期日 平成二十八年四月一日



別図

都道王子千住夢の島線の認定略図

●東京都告示第五百五十五号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第八十九条第一  
 項の規定により、都道の路線を次のように認定する。  
 その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から起算し

て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供  
 する。  
 平成二十八年三月三十一日  
 東京都知事 舩 添 要 一  
 一 整理番号 三〇六

- 二 路線名 王子千住夢の島
- 三 起点 北区王子二丁目
- 四 終点 江東区夢の島一丁目
- 五 認定の概要 別図のとおり
- 六 認定の期日 平成二十八年四月一日

